

流域治水の取り組み

令和 7年 2月

近畿地方整備局

豊岡河川国道事務所

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大

[国・市、企業、住民]

雨水貯留浸透施設の整備、
ため池等の治水利用

集水域

流水の貯留

[国・県・市・利水者]

治水ダム建設・再生、
利水ダム等において貯留水を
事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]

土地利用と一体となった遊水
機能の向上

河川区域

持続可能な河道の流下能力の維持・向上

[国・県・市]

河床掘削、引堤、砂防堰堤、
雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

[国・県]

「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導/
住まい方の工夫

[国・市、企業、住民]

土地利用規制、誘導、移転促進、
不動産取引時の水害リスク情報提供、
金融による誘導の検討

氾濫域

浸水範囲を減らす

[国・県・市]

二線堤の整備、
自然堤防の保全



③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実

[国・県]

水害リスク情報の空白地帯解消、
多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

[国・県・市]

長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

[企業、住民]

工場や建築物の浸水対策、
BCPの策定

住まい方の工夫

[企業、住民]

不動産取引時の水害リスク情報
提供、金融商品を通じた浸水対
策の促進

被災自治体の支援体制充実

[国・企業]

官民連携によるTEC-FORCEの
体制強化

氾濫水を早く排除する

[国・県・市等]

排水門等の整備、排水強化

県：都道府県
市：市町村
[]：想定される対策実施主体

○特定都市河川流域において、法的枠組み※¹・予算制度・税制等を最大限活用し、遊水地・二線堤・雨水貯留浸透施設等のハード対策と浸水リスクの高い土地の利用規制等のソフト対策を強力に推進。

背景

気候変動による降雨量の増加により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発例) 西日本豪雨 (H30)、東日本台風 (R1) など

法的枠組みを活用した流域治水の推進

特定都市河川の指定要件を拡大※²し、全国の河川で、法的枠組みを活用して、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等の関係者の協働で土地利用規制や流出抑制対策等に取り組む。

特定都市河川の指定 全国の河川へ指定拡大



流域水害対策協議会の設置 計画策定・対策等の検討

構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等



流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

計画に基づき、関係者の協働により、「流域治水」を本格的に実践

特定都市河川における流域治水の本格的実践

令和4年度より
予算の重点化

遊水地・輪中堤・排水機場等の整備の加速

雨水浸透阻害行為への対策の義務付けによる雨水流出抑制の推進
公共・民間による雨水貯留浸透施設の整備促進

令和4年度より
予算・税制支援

浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定等の水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

など



※1 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)

※2 「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

気候変動の影響に伴う降雨量や洪水発生頻度の変化への対応

流域治水プロジェクト2.0

～流域治水の加速化・深化～

○ 気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させる。このために必要な取組を反映し『流域治水プロジェクト2.0』に更新する。

現状・課題

- 2℃に抑えるシナリオでも2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍になると試算
現行の河川整備計画が完了したとしても治水安全度は目減り
- グリーンインフラやカーボンニュートラルへの対応
- インフラDX等の技術の進展

必要な対応

- 気候変動下においても、目標とする治水安全度を現行の計画と同じ完了時期までに達成する。
- あらゆる関係者による、様々な手法を活用した、対策の一層の充実を図り、流域治水協議会等の関係者間で共有する。

必要な対応のイメージ

様々な手法の活用イメージ

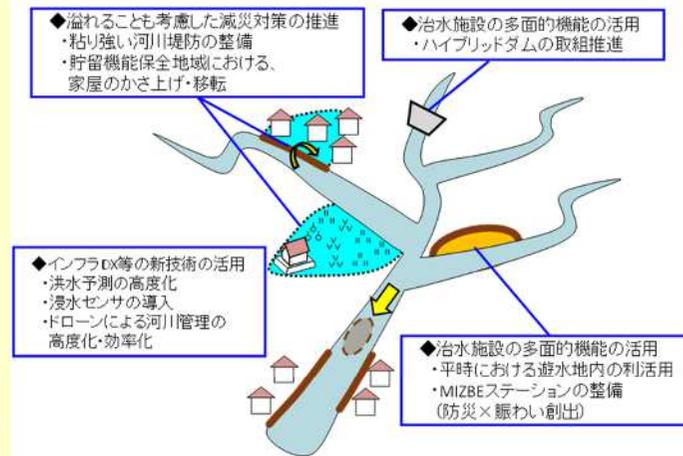
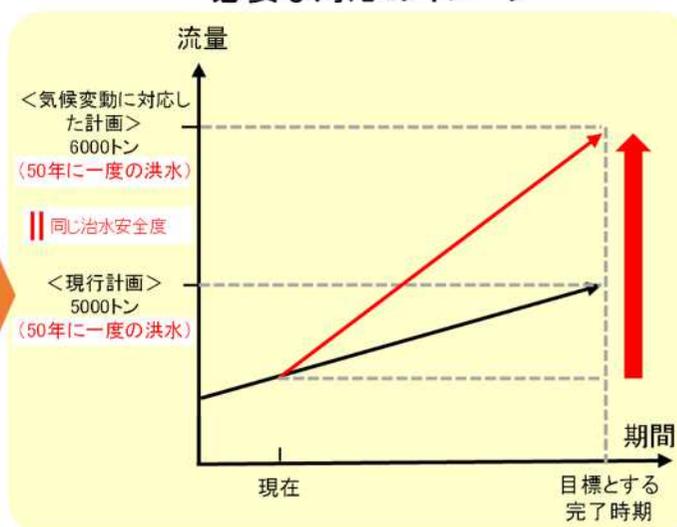
| | |
|----------|-------------------------|
| 気候変動シナリオ | 降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模) |
| 2℃上昇 | 約1.1倍 |



降雨量が約1.1倍となった場合

| | |
|-----------------|-------|
| 全国の平均的な傾向【試算結果】 | 流量 |
| | 約1.2倍 |

同じ治水安全度を確保するためには、**目標流量を1.2倍に引き上げる必要**



※現行の計画と同じ完了時期までに目標とする治水安全度を達成するため、様々な手法を活用し、集中的に整備を進めることが必要

⇒現在の河川整備計画に基づく対策や流域における各取組を推進するとともに、気候変動を踏まえて追加で必要となる対策案の詳細については、更に議論を深めていく。

令和6年3月「円山川水系流域治水プロジェクト2.0」を策定

円山川水系流域治水プロジェクト 【位置図】

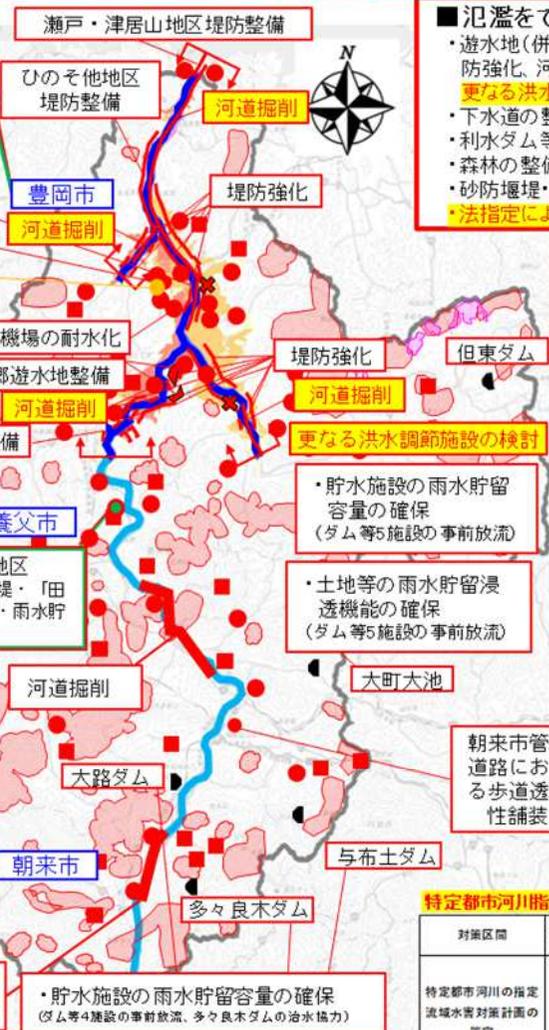
R6.3更新(2.0策定)

～山から海までコウノトリ羽ばたく円山川流域をみんなで治める流域治水対策～

- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、以下の取組を一層推進していくこととし、さらに、円山川等の国管理区間においては、**気候変動(2℃上昇)下でも目標とする治水安全度を維持するため、戦後最大流量を記録した平成16年10月洪水に対し2℃上昇時の降雨量増加を考慮した雨量1.1倍となる規模の洪水に対して、現行の治水安全度を確保し、洪水による災害の防止又は軽減を図る。**
- また、流域の8割以上が山地、豊岡市街地付近は地形勾配が緩やかな円山川の特徴を踏まえ、流域が一体となった総合的な治水対策の取組や流域外への排水機場の強化等を進めてきたが、**気候変動の影響に伴う降雨量や洪水発生頻度の変化、流域の土地利用の変遷に伴う保水・遊水地域の減少等を踏まえ、将来にわたって安全な流域を実現するため、特定都市河川浸水被害対策法(以下「法」という。)の適用を行い、更なる治水対策を推進する。**



- ・公共下水道・特定環境下水道整備(雨水対策)
- ・浸水による被害軽減のための体制整備
- ・豊岡市
- ・河道掘削
- ・堤防強化
- ・校庭貯留地下貯留
- ・建物等の耐水化
- ・既設排水機場の耐水化
- ・鶴岡日置地区 輪中堤整備
- ・日高地区堤防整備
- ・砂防堰堤・治山ダムの整備
- ・宿南地区(橋門・堰堤・「田んぼダム」・雨水貯留施設等)
- ・森林の整備及び保全
- ・堤防整備、河道掘削、護岸整備、橋梁改築、井堰改築
- ・貯水施設の雨水貯留容量の確保(ダム等4施設の事前放流、多々良木ダムの治水協力)



- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策**
 - ・遊水地(併せて湿地を創出)・川と遊水地と支川と田んぼの連続性確保、堤防整備、輪中堤整備、堤防強化、河道掘削、護岸、橋梁改築、井堰改築、堆積土砂撤去、河川管理施設等の老朽化対策、**更なる洪水調節施設の検討**等
 - ・下水道の整備(雨水対策)・**更なるため池、水田、校庭等における雨水貯留浸透機能の確保**
 - ・利水ダム等5ダムにおける事前放流等の実施、体制構築(国、兵庫県、豊岡市、朝来市、関西電力(株))
 - ・森林の整備及び保全(災害に強い森づくり(県民緑税)等含む)
 - ・砂防堰堤・治山ダムの整備・開発行為に伴う調整池の設置(条例による義務化)
 - ・**法指定による雨水浸透阻害行為の規則、貯留機能保全区間の指定の検討**等

- 被害対象を減少させるための対策** ※今後、関係機関と連携し対策検討
 - ・建物等の耐水機能の確保・維持(敷地の高上げ、電気設備の高所設置等)
 - ・**法指定による浸水被害防止区域の検討**
 - ・**水害リスクマップに基づく土地利用や住まい方の工夫**

- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策** ※今後、関係機関と連携し対策検討
 - ・住民参加型ワークショップの実施、水防訓練、一斉避難訓練、地域防災学習会、講演会
 - ・避難行動に関する関係機関調整の実施(要配慮者利用施設における避難確保計画等)
 - ・水位計・監視カメラの設置・情報提供 **河川管理施設の自動化・遠隔化**
 - ・住民自ら作成する防災マップ、マイ・タイムライン、マイ避難カードの作成支援
 - ・洪水浸水想定区域等(想定最大規模)を全管理河川で公表
 - ・まるごとまちごとハザードマップ、洪水ハザードマップの高度化(兵庫県CGハザードマップによる防災情報の発信)
 - ・市への水位予測情報の発信 **ワンコイン浸水ゼンサによるリアルタイムでの情報発信**
 - ・兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)の加入促進
 - ・**内水ハザードマップの作製・公表・粘り強い河川堤防の検討・整備**等

凡例

- × 平成16年台風23号 堤防決壊箇所(国)
- 対象流域
- 国管理区間
- 県管理区間
- 林野庁 林地
- 森林整備センター 林地
- 校庭等貯留等
- 田んぼダム等

水害リスクマップ (浸水50cm以上)

- 高頻度(1/10)
- 中高頻度(1/30)
- 中頻度(1/50)
- 中低頻度(1/100)
- 想定最大規模

平成16年10月台風23号被災時の流木等、円山川流域は山林からの影響を受けやすい。森林の整備及び保全を推進する中で、土砂・流木の流出に配慮した間伐等を実施する。



特定都市河川指定・流域水害対策計画策定のロードマップ

| 対策区間 | 流域関係者 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11~ |
|-------------|-------|------|------|------|--------|--------|--------|--------|
| 特定都市河川の指定 | 国 | | | | | | | |
| 流域水害対策計画の策定 | 関係市町等 | | | | | | | |
| | 工程 | 合意形成 | 計画検討 | 計画策定 | 21年度実施 | 22年度実施 | 23年度実施 | 24年度実施 |

監視カメラを設置し、住民の方などへ情報を提供する。



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
 ※兵庫県は、総合治水条例(H24施行)に基づき、河川・下水道対策、流域対策、減災対策の取組を推進中
 ※流域治水プロジェクト2.0で新たに追加した対策については、今後河川整備計画変更の過程でより具体的な対策内容を検討する。

※今後、関係者と合意形成を図り指定河川・流域を具体化していく。
 特定都市河川指定の工程等は、関係者との協議等により変更することがある。

| 氾濫を防ぐ・減らす | 被害対象を減らす | 被害の軽減・早期復旧 ・復興 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○気候変動を踏まえた治水計画への見直し (2℃上昇下でも目標安全度維持) ＜具体の取組＞ ・気候変動を考慮した河川整備計画に基づくハード対策 ○流域対策の目標を定め、 役割分担に基づく流域対策の推進 ＜具体の取組＞ ・雨水浸透阻害行為の規制 ○あらゆる治水対策の総動員 ＜具体の取組＞ ・更なる洪水調節施設の検討 ・「田んぼダム」の取組 ○多面的機能を活用した治水対策の推進 ＜具体の取組＞ ・遊水地内の利活用 ○既存ストックの徹底活用 ＜具体の取組＞ ・利水ダム等の治水活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○溢れることも考慮した減災対策の推進 ＜具体の取組＞ ・浸水被害防止区域の検討 ・土地利用や住まい方の工夫 | <ul style="list-style-type: none"> ○気候変動を踏まえた治水計画への見直し (2℃上昇下でも目標安全度維持) ＜具体の取組＞ ・気候変動を考慮した河川整備計画に基づくソフト対策 ○溢れることも考慮した減災対策の推進 ＜具体の取組＞ ・粘り強い河川堤防の検討・整備 ○インフラDX等における新技術の活用 ＜具体の取組＞ ・河川管理施設の自動化・遠隔化 ・ワンコイン浸水センサー |

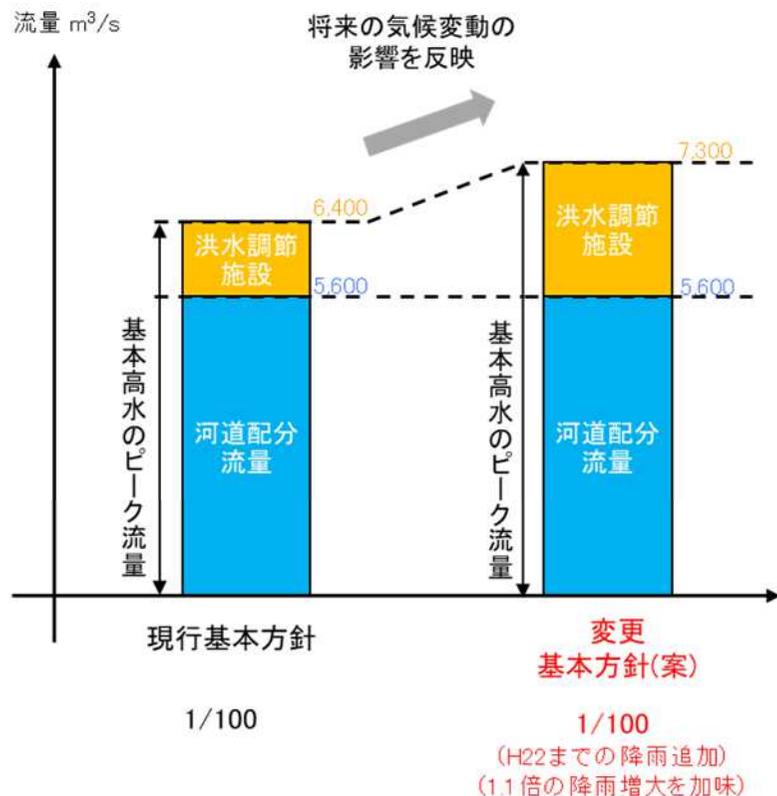
流域治水の観点も踏まえ、治水計画「河川整備基本方針」の見直しを実施中

- 気候変動による降雨量の増加等を考慮し設定した基本高水のピーク流量立野地点7,300m³/sを、洪水調節施設等により調節し、河道への配分流量を基準地点立野で5,600m³/sとする。

河道と洪水調節施設等の配分流量

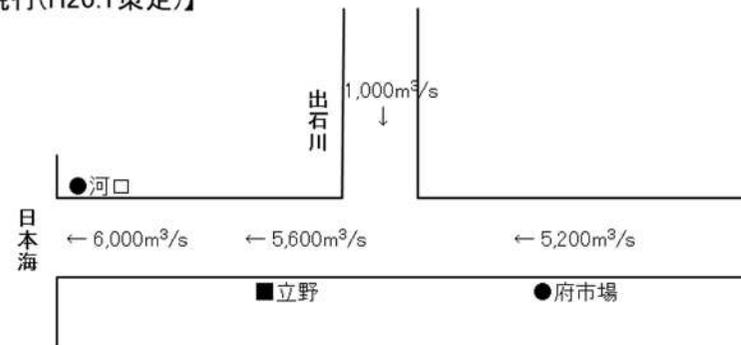
洪水調節施設等による調節流量については、流域の地形や土地利用状況、雨水の貯留・保水遊水機能の向上等、今後の具体的取り組み状況を踏まえ、基準地点のみならず流域全体の治水安全度向上のため、具体的な施設計画等を今後検討していく。

基準地点 立野



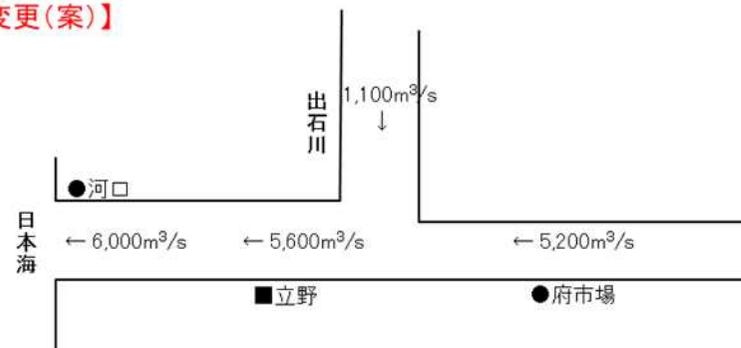
円山川計画高水流量図

【現行(H20.1策定)】



| 基準地点 | 基本高水のピーク流量(m ³ /s) | 洪水調節による調節容量(m ³ /s) | 河道への配分流量(m ³ /s) |
|------|-------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| 立野 | 6,400 | 800 | 5,600 |

【変更(案)】



| 基準地点 | 基本高水のピーク流量(m ³ /s) | 洪水調節による調節容量(m ³ /s) | 河道への配分流量(m ³ /s) |
|------|-------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| 立野 | 7,300 | 1,700 | 5,600 |

特定都市河川

みんな で取組む 流域治水





気候変動による水災害の激甚化・頻発化

時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生の増加や台風の大型化等により、近年は浸水被害が頻発しており、今後さらに気候変動による水災害の激甚化・頻発化が予想されることから「流域治水」への転換が必要です。

害が頻発しており、

近年の台風・大雨による浸水被害



平成29年7月九州北部豪雨

桂川(福岡県朝倉市)



令和3年8月からの大雨

池町川(福岡県久留米市)



令和2年7月豪雨

球磨川(熊本県人吉市)



令和元年東日本台風

千曲川(長野県長野市)



平成30年7月豪雨

小田川(岡山県倉敷市)



令和5年梅雨前線及び台風第2号による大雨

三代川(奈良県斑鳩町)



平成28年8月台風第10号

小本川(岩手県岩泉町)



令和4年8月からの大雨

最上川(山形県大江町)

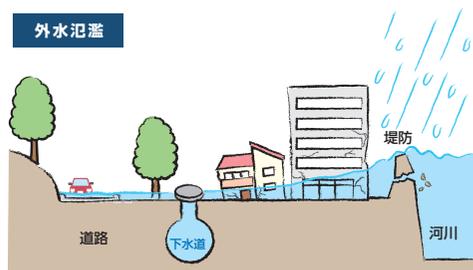
気候変動の影響により、降雨量や洪水発生頻度の増加が懸念されています。

| 気候変動シナリオ* | 降雨量 | 流量 | 洪水発生頻度 |
|-----------|-------|-------|--------|
| 2℃上昇時 | 約1.1倍 | 約1.2倍 | 約2倍 |
| 4℃上昇時 | 約1.3倍 | 約1.4倍 | 約4倍 |

表:降雨量変化倍率をもとに算出した流量変化倍率と洪水発生頻度の変化
※産業革命以前に比べて世界の平均気温がそれぞれ2℃、4℃上昇した場合の21世紀末時点における予測

■ 外水氾濫と内水氾濫

外水氾濫



外水氾濫
河川水位が上昇し、堤防の決壊や溢水により浸水。

内水氾濫



内水氾濫
下水道の雨水排水能力を上回り浸水 あるいは河川水位の上昇により下水道から河川へ放流できず浸水。

■ 流域治水の推進

流域治水:流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策

氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・堤防整備、河道掘削や引堤
- ・ダムや遊水地等の整備
- ・雨水幹線や地下貯留施設の整備
- ・利水ダム等の洪水調節機能の強化

これまでの対策の加速化
(行政)

被害対象を減少させるための対策

- ・居住の誘導(高台への移転等)
- ・建築物構造の工夫(ピロティ化等)
- ・被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

+ 加えて
・浸水ハザード情報の提供 等
さらなる対策
(行政+住民+企業)



特定都市河川浸水被害対策法の概要

- 特定都市河川浸水被害対策法は、都市部を流れる河川の流域において浸水被害が頻発していたことから、都市部の河川流域における浸水被害対策の新たなスキームとして平成15年に制定されました。
- 全国各地で水災害が激甚化・頻発化したことを受けて、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組みとして、令和3年に改正されました。

平成15年制定時の主な制度

対象河川

市街化率が概ね5割以上の都市部を流れる河川等。

流域水害対策計画の策定

浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るため、河川管理者、流域内の都道府県及び市町村の長、下水道管理者が共同して策定。

河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備

流域水害対策計画に基づき、河川管理者が雨水貯留浸透施設を整備することができる。整備された施設は河川管理施設として河川法の規定を適用。

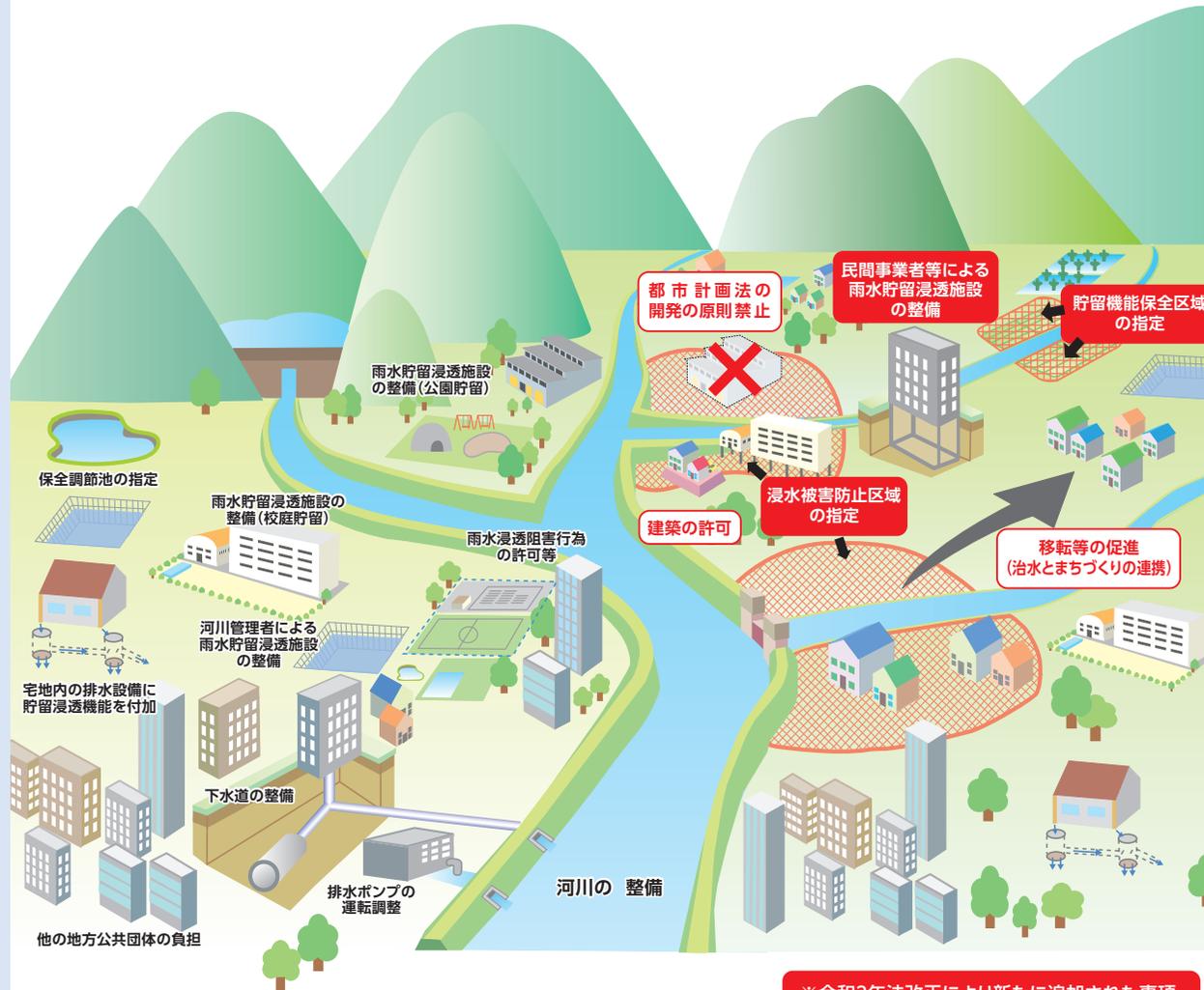
保全調整池の指定

都道府県知事等は一定規模以上の防災調整池を保全調整池に指定できる。指定された保全調整池は、埋立て等の行為については届出を義務化。

雨水浸透阻害行為の許可等

宅地等以外の土地で行う一定規模以上の雨水浸透阻害行為について都道府県知事等の許可が必要。

特定都市河川浸水被害対策法の全体像



令和3年改正時に追加された主な制度

対象河川の拡大

「市街化の進展」に加え、「接続する河川の状況」、「自然的条件の特性」の2つの要件を追加し、対象を全国の河川に拡大。

民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備

民間事業者等は、一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設の整備に係る計画の認定を受け、計画に基づき予算・税制等の支援を受けることができる。

貯留機能保全区域の指定

都道府県知事等は洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を指定できる。貯留機能を阻害する盛土等の行為に対しては、事前届出を義務付ける。

浸水被害防止区域の指定

都道府県知事は浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる。開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じる。

※令和3年法改正により新たに追加された事項

特定都市河川の指定によって みんなでできる 5つのこと

みんなが参加できる仕組み



流域水害対策計画の策定
流域水害対策協議会

計画に基づくハード対策の加速化



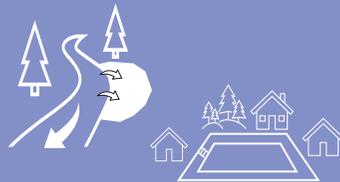
特定都市河川・
特定都市下水道の整備

雨水流出の増加を抑制
雨水流出のさらなる抑制



雨水浸透阻害行為の許可
雨水貯留浸透施設整備計画の認定

流域における貯留機能の保全



保全調整池の指定
貯留機能保全区域の指定

水害リスクを減らすまちづくり
住まい方の工夫



浸水被害防止区域の指定

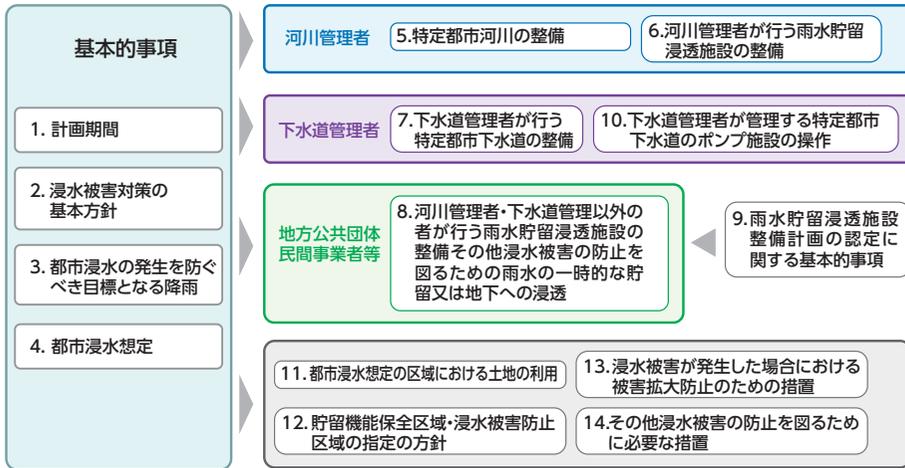


流域水害対策計画の策定
流域水害対策協議会

みんなが参加できる仕組み

流域水害対策計画の策定(第4条)
流域水害対策協議会(第6条・第7条)

特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進するため、河川管理者等が共同して流域水害対策計画を策定

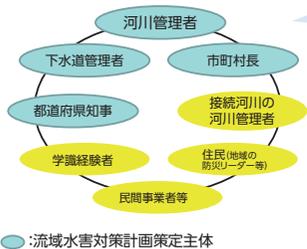


流域水害対策計画に記載する事項



流域水害対策計画の作成や実施等に係る連絡調整を行うため、流域関係者が参画する流域水害対策協議会を設置

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



(協議会設置)
国土交通大臣指定河川:設置必須
都道府県知事指定河川:設置任意

(構成員)
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

(協議事項の例)
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇨ 構成員は協議結果を尊重



大和川流域水害対策協議会



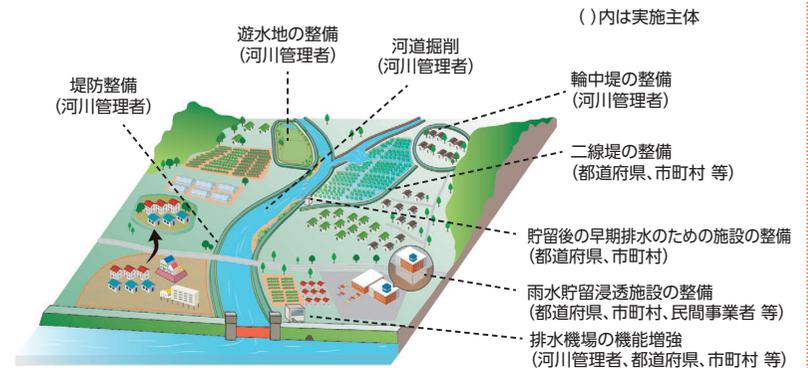
特定都市河川・
特定都市下水道の整備

計画に基づくハード対策の加速化

特定都市河川・特定都市下水道の整備

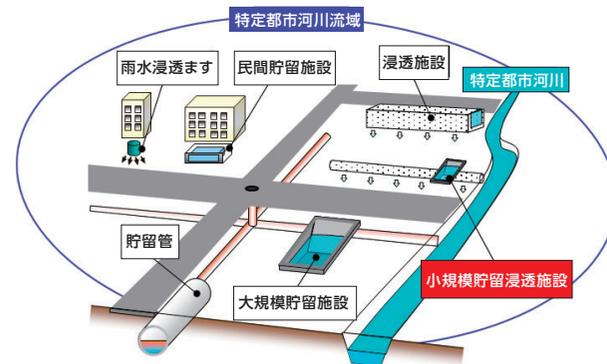
流域水害対策計画に位置付けられた雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制等と一体的に行うハード対策に予算を重点措置

特定都市河川におけるハード対策(河川)の例



特定都市河川流域における浸水対策強化のため、下水道管理者等による貯留施設の整備やソフト対策等の充実に加え、下水道管理者による雨水貯留浸透施設の整備について、交付対象要件(対象施設の下水排除面積)を緩和

下水道浸水被害軽減総合事業の例



交付対象

- 排水施設
- 雨水貯留浸透施設
- 施設規模要件を緩和して下水道管理者による整備を加速
- 移動式排水施設
- 河川等からの逆流防止施設
- 防水ゲート、止水板 等



雨水流出の増加を抑制

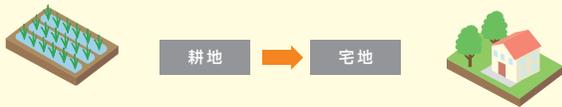
雨水浸透阻害行為の許可 (第30条)

一定規模[※]以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)に対し、対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)を義務付け

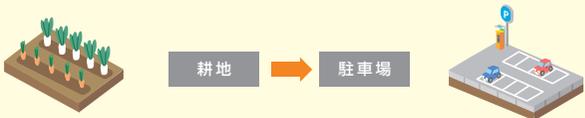
※1,000㎡。ただし、都道府県の条例で500㎡以上1,000㎡未満の範囲内で別に定めることが可能。

雨水浸透阻害行為の例

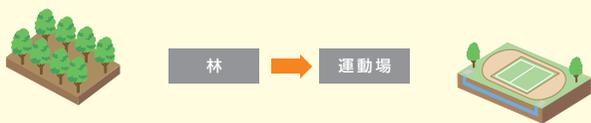
1 「宅地等」にするために
行う土地の形質の変更



2 土地の舗装



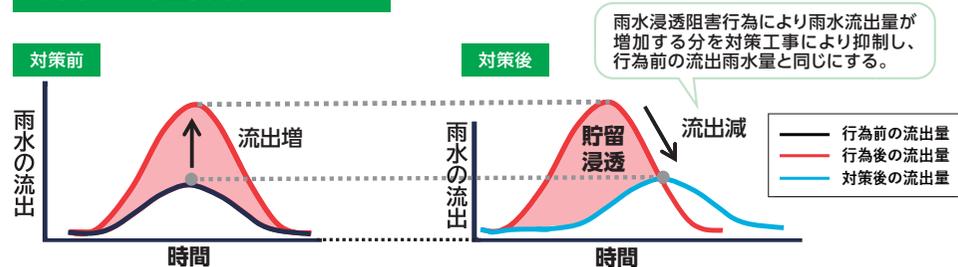
3 排水施設を伴う
ゴルフ場、運動場の
設置



4 ローラー等により土地
を締め固める行為



雨水の流出抑制イメージ



雨水流出のさらなる抑制

雨水貯留浸透施設整備計画の認定(第11条)
雨水貯留浸透施設の整備に関する費用の補助(第16条・第79条)
国有地の無償貸付等(第80条)

地方公共団体や民間事業者等による雨水浸透や貯留に係る取組みを一層促進するため、法定補助制度や認定制度により支援

地方公共団体向け

- ・雨水貯留浸透施設の設置に係る法定補助
- ・雨水貯留浸透施設の設置用地としての国有地の無償貸付等

民間事業者等向け

- ・一定規模以上の雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度
- ※認定を受けた施設については各種支援制度が活用可能
 - ・雨水貯留浸透施設整備に係る費用の一部を補助
 - ・固定資産税の減免

雨水貯留浸透施設整備に関する補助制度の活用例

(特定都市河川浸水被害対策推進事業・流域貯留浸透事業)

特定都市河川流域内での整備では、自主対策分の整備に対する国からの補助が個別補助金に移行し、補助率がアップ

指定前

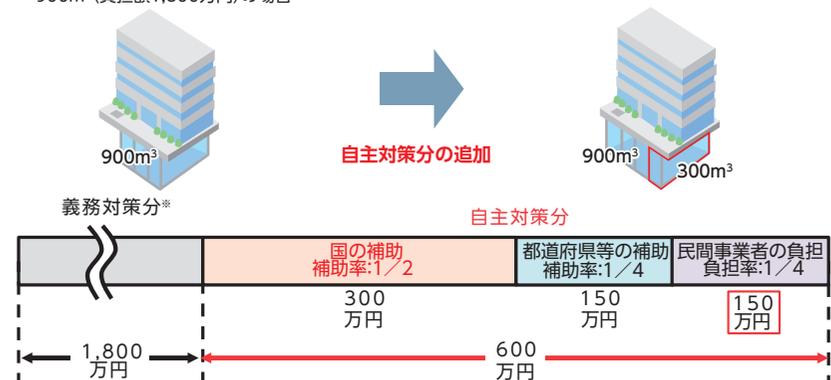
交付金
補助率:1/3
(流域貯留浸透事業)

雨水浸透阻害行為の対策工事により確保すべき貯留量(義務対策分)
900m³(負担額1,800万円)の場合

指定後

個別補助
補助率:1/2

義務対策分:900m³(1,800万円)に加え、自主対策分:300m³(600万円)を追加した場合



特定都市河川浸水被害対策推進事業(個別補助事業)

※義務対策分については流域貯留浸透事業(防災・安全交付金)を活用することが可能



流域における貯留機能の保全

保全調整池の指定等(第44条～第52条)
貯留機能保全区域の指定等(第53条～第55条)

洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有し、浸水被害の防止や拡大を抑制する効果がある施設・土地に対して、将来にわたってその効果を保全

保全調整池

- ・100m³*以上の防災調整池について都道府県知事等が指定できる
- ・貯留機能を阻害するおそれのある行為(埋立て等)に対する届出を義務付け
- ・地方公共団体が所有者と協定を締結して保全調整池を管理できる

*都道府県等の条例で引き下げ可能

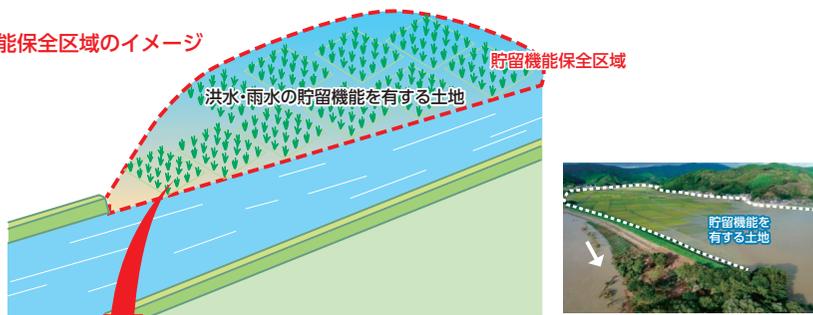


埋立て行為等を行う場合は事前届出

貯留機能保全区域

- ・河川沿いの低地や流域内の窪地などの土地について、土地の所有者の同意を得た上で都道府県知事等が指定できる
- ・機能を阻害するおそれのある行為(盛土等)に対する届出を義務付け
- ・固定資産税・都市計画税の課税標準に係る減免制度により、土地の所有者の負担を軽減

貯留機能保全区域のイメージ



洪水・雨水の貯留機能を有する土地の例

貯留機能保全区域内で届出が必要な対象行為の例



水害リスクを減らすまちづくり 住まい方の工夫

浸水被害防止区域の指定等(第56条～第76条)

浸水が発生した場合に生命や身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域について、都道府県知事が「浸水被害防止区域」として指定し、「居住を避ける」「居住する場合にも命を守る」「移転を促す」取組を重層的に推進

居住を避ける

- ・自己住居用の住宅以外の開発行為について、原則禁止
- ・立地適性化計画の居住誘導区域から原則除外

居住する場合にも命を守る

- ・住宅(非自己)、要配慮者施設*建築のための盛土・切土等を伴う行為(特定開発行為)を対象に、洪水等に対する土地の安全に必要な措置を講じているか等の事前許可が必要
- ・住宅(自己・非自己)、要配慮者施設の建築行為(特定建築行為)を対象に、居室の床高を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の事前許可が必要

*要配慮者施設: 社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方が利用する施設

移転を促す

- ・被災前に安全な土地への移転を推進することが可能となるよう、移転に関する各種支援制度の活用が可能

浸水被害防止区域のイメージ



浸水被害防止区域指定により活用可能な支援制度の例

高上げ等の支援制度

- 災害危険区域等建築物防災改修等事業
 - ・区域内の住宅・建築物の改修に係る支援
- 流域治水整備事業/特定都市河川浸水被害対策推進事業
 - ・区域内の宅地の高上げ等に係る支援

移転の支援制度

- 防災集団移転促進事業
 - ・区域内から住居の集団移転を行う場合の事業に係る支援
- がけ地近接等危険住宅移転事業
 - ・区域内からの住宅の移転に係る支援
- 都市構造再編集支援事業
 - ・居住誘導促進事業における浸水被害防止区域等からの移転支援を強化
- 流域治水整備事業/特定都市河川浸水被害対策推進事業
 - ・区域内からの家屋の移転に係る支援



特定都市河川に関する Q&A

Q

全国でどのぐらいの河川が特定都市河川指定されていますか？

A

特定都市河川指定の件数について法改正以前では、全国で8河川*でしたが、法改正後は年々増加しており、全国で流域治水の取組みが広がっています。最新の指定件数は特定都市河川ポータルサイトに掲載しています。

*鶴見川、新川、寝屋川、巴川、境川(愛知)、猿渡川、境川(東京・神奈川)、引地川

Q

特定都市河川浸水被害対策法の法令や運用通知等はどこに掲載されていますか？

A

特定都市河川ポータルサイトに法令、運用通知、施行に関するガイドライン等のリンク先をまとめていますので、詳細はそちらを参照してください。

Q

雨水浸透阻害行為の許可にあたり、雨水貯留浸透施設の必要容量等を計算するツールはありますか？

A

雨水貯留浸透施設の必要容量等の概算や申請等がより簡略に行えるような計算システムやユーザーズマニュアルを、特定都市河川ポータルサイトに掲載しています。

特定都市河川ポータルサイト

検索



特定都市河川ポータルサイトでは、特定都市河川の指定等に関連する各種情報を掲載しています。

■ 特定都市河川浸水被害対策法の基礎情報

■ 特定都市河川の取組情報

▶ 全国を取組状況を掲載(随時更新)

■ 流域水害対策計画の策定状況

▶ 全国で策定された流域水害対策計画について掲載(随時更新)

■ 雨水浸透阻害行為の許可

▶ 調整池容量計算システム(計算ツール)

▶ 雨水浸透阻害行為の事務に関する参考資料(全国の事例)

ポータルサイト
QRコード



※この他にも特定都市河川に関する最新情報を随時更新・掲載

問い合わせ先 国土交通省 03-5253-8111(代表)

■ 特定都市河川浸水被害対策法全般

河川事業及び雨水貯留浸透施設の整備
【水管理・国土保全局治水課】
TEL : 03-5253-8455

■ 下水道の相談窓口

【水管理・国土保全局 大臣官房参事官
(上下水道技術)付】
TEL : 03-5253-8432

■ 地域の相談窓口

| | | |
|----------------|-------------------------------|--|
| 北海道開発局流域治水推進室 | TEL 011-709-2311(代表) | Mail : hkd-ky-ryuikichisui@gxb.mlit.go.jp |
| 東北地方整備局流域治水推進室 | TEL 022-225-2171(代表) (内線3613) | Mail : thr-ryuikichisui@ki.mlit.go.jp |
| 関東地方整備局流域治水推進室 | TEL 048-601-3151(代表) | Mail : ktr-tokutei_toshikasen@nyb.mlit.go.jp |
| 北陸地方整備局流域治水推進室 | TEL 025-370-6770(直通) | Mail : hrr-ryuikichisui-po@gxb.mlit.go.jp |
| 中部地方整備局流域治水推進室 | TEL 052-953-8257(直通) | Mail : cbr-ryuikichisui@gxb.mlit.go.jp |
| 近畿地方整備局流域治水推進室 | TEL 06-6945-6355(直通) | Mail : kkr-ryuikichisui-byall@gxb.mlit.go.jp |
| 中国地方整備局流域治水推進室 | TEL 082-221-9231(代表) (内線3631) | Mail : chugoku-ryuikichisui@cgr.mlit.go.jp |
| 四国地方整備局流域治水推進室 | TEL 087-811-8317(直通) | Mail : skr-kawakei@mlit.go.jp |
| 九州地方整備局流域治水推進室 | TEL 092-476-3523(直通) | Mail : qsr-tokuteitosikasen@ki.mlit.go.jp |
| 沖縄総合事務局河川課 | TEL 098-866-1911 | |